市選挙管理委員会議　議事録要旨

日　　時：令和５年９月６日（水）午後２時 00 分～午後３時 50 分

場　　所：行政委員会委員室（市役所４階）

出 席 者

（委　員）

結城委員長、大丸委員長代理、森川委員、金澤委員

（事務局）

事務局長以下７名

議題・議事要旨

議決事項

１　９月１日現在の選挙人名簿登録者総数に対する数の告示について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第５項並びにこれを準用する同法第 75 条第６項、第 76 条第４項、第 80 条第４項、第 81 条第２項及び第 86 条第４項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第８条第２項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第５条第 30 項において準用する場合を含む。）の規定による令和５年９月１日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数（公職選挙法第 27 条第２項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の 50 分の１の数、80 万を超える数に８分の１を乗じて得た数と 40 万に６分の１を乗じて得た数と 40 万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数及び６分の１の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の３分の１の数について、告示する旨議決しました。

２　令和５年４月９日執行の大阪市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の告示について

公職選挙法第 192 条第２項の規定により、当該選挙の収支報告書の要旨を告示する旨議決しました。

３　市選挙関係規程の改正について

（１）大阪市区選挙管理委員会規程

区選挙管理委員会事務局の体制につき、特別の事情によりこの規程により難い場合に別段の取扱いをする際の、区選挙管理委員会から市選挙管理委員会への協議を廃止するため、関係規定の整備を行い、告示する旨議決しました。

（２）大阪市区選挙執行本部規程

区選挙執行本部の体制につき、特別の事情によりこの規程により難い場合に別段の取扱いをする際の、区選挙管理委員会から市選挙管理委員会への協議を廃止するため、関係規定の整備を行い、告示する旨議決しました。

（３）大阪市選挙関係事務執行規程

選挙用運動ビラ及び政治活動用ポスターの証紙交付票を廃止するとともに、選挙公報の一部様式が変更されたため、関係規定の整備を行い、告示する旨議決しました。

協議事項

１　期日前投票の投票時間延長の検証について

前回の委員会から引き続き、これまでの期日前投票の時間延長に係る取組を検証し、その今後の方向性について検討しました。

２　投票記念撮影コーナーの検証について

令和５年度統一地方選挙で 24 区共通で新たに取り組んだ投票記念撮影コーナーの今後の方向性について、検討を行いました。協議の結果、今後の選挙においては、各区に対し、同じ取組の要請は行わないが、区が独自判断で取り組むことは妨げないこととしました。また、投票済証の配布など、他都市で実施されている投票時の啓発について、事務局から紹介がありました。

報告事項

１　令和５年度統一地方選挙に関するアンケート調査（若年層向け）について

令和５年度統一地方選挙における若年層に向けたアンケートの調査結果について、事務局から報告がありました。

２　統一地方選挙における期日前投票所の増設の検証について

（淀川区選挙管理委員会）

淀川区で実施した令和５年統一地方選挙における期日前投票所の増設にかかる効果等について、事務局から報告がありました。

３　情報公開請求に対する決定について［非公開］

その他

１　投票支援カードの導入について

投票所での支援が必要な方が、必要な支援の内容を記載し投票所職員に伝えるツールである投票支援カードについてホームページに掲載し、今後の選挙から導入することについて、事務局から報告がありました。

２　当面の会議等の予定について

市選挙管理委員会議等の開催予定について、事務局から説明がありました。

３　その他

７月 24 日に実施された区委員長との意見交換時における各班からの発表内容について共有しました。